

## 申請手続 Q & A

### ■奨学給付金・学び奨学金共通

**Q 1 奨学給付金と学び奨学金の両方を申請する場合、それぞれ申請が必要ですか。**

A 1回の申請で、奨学給付金と学び奨学金の2つの制度をまとめて申請できます。  
令和7年度から、両制度の申請を一元化しています。

**Q 2 保護者等の一方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されていない場合、申請できますか。**

A 申請できません。  
保護者等の一方又は双方が、海外赴任等により日本国内で住民税を課されていない場合は、申請できません。

**Q 3 申請する際に、令和8年1月1日に住所があった市区町村で住民税の申告をしていない場合、どうなりますか。**

A 認定が遅れたり、支給できなかったりする場合があります。  
審査では、生活保護（生業扶助）受給世帯を除き、保護者等全員の住民税所得割を確認します。  
住民税の申告をしていない場合、県教育委員会で住民税課税情報を確認できないことがあります。  
事前に、令和8年1月1日に住民票があった市区町村の窓口で、住民税の申告手続きを行ってください。

**Q 4 税額の更正により、令和7年度以前の住民税が非課税となりました。過年度分を遡って申請できますか。**

A 年度を遡って受給申請をすることはできません。

**Q 5 家計急変とはどのような場合に対象になりますか。**

A 保護者等の失職、休職、死亡等により、収入が減少し、保護者等全員の向こう1年間の収入見込みが、次の要件を満たす場合に対象となります。定年退職や契約期間満了による退職は対象外です。

- ・ 奨学給付金：住民税所得割の合計額が182,500円未満相当まで減少した場合
- ・ 学び奨学金：住民税非課税相当まで減少した場合

ただし、保護者等が2人いる場合は、2人の収入を合算して判定します。一方の収入が減少しても、もう一方の収入と合算した結果、基準を満たさない場合は対象となりません。

**Q 6 家計急変の必要書類を準備できない場合は、どうすればよいですか。**

A 県教育委員会教育支援推進課へ連絡してください。  
お手元の書類で代用できる場合がありますので、個別に確認します。

**Q 7 家計急変後も、給与収入と事業収入など複数の収入があります。減少した収入の証明書類だけを提出すればよいですか。**

A すべての収入を証明する書類が必要です。  
家計急変後の総収入を基準に審査します。複数の収入がある場合は、すべての収入を確認できる書類を提出してください。

**Q 8 家計急変に係る申出書の「家計急変日」は、いつの日付を記載すればよいですか。**

A 家計急変の理由により、記載する日が異なります。

【離職、休職、死別等の場合】

離職日、休職開始日、死亡日など、事実が発生した日を記載してください。

【収入の減少の場合】

令和8年1月1日以降で、収入又は売上が減少した月の初日を記載してください。

**Q 9 家計急変により申請した後、収入が増加する見込みとなった場合、手続が必要ですか。**

A 県教育委員会教育支援推進課へ連絡してください。

家計急変後の収入見込みが申請時より増加する場合は、審査や支給額に影響することがあります。

**Q 10 施設に入所している場合、支援を受けられますか。**

A 施設に入所している場合でも申請できることがあります。

ただし、児童入所施設措置費等の支弁対象で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、原則として対象外です。詳しくは、入所している施設等に確認してください。

**Q 11 保護者等が県外に住んでいる場合、申請はどうすればよいですか。**

A 奨学給付金と学び奨学金で取扱いが異なります。

- ・ 奨学給付金

保護者等がお住まいの都道府県へお問い合わせください。

- ・ 学び奨学金

保護者等が県外に住んでいる場合でも、生徒が広島県内の国公立高等学校等に在学している場合は、申請可能です。この場合、申請書は一元化されていますが、学び奨学金のみを申請したものと取り扱います。

**Q 12 今年度給付を受けた場合、翌年度以降も継続して給付されますか。**

A 継続して給付されるものではありませんので、毎年度、申請が必要です。

毎年7月1日時点の課税状況等により対象を判定します。前年度に対象であった場合でも、翌年度以降は対象外となることがあります。また、前年度に対象外であった場合でも、翌年度以降に対象となることがあります。

**Q 13 給付対象世帯に該当するか分からない場合は、どうすればよいですか。**

A 保護者等の住民税所得割をご確認ください。

住民税所得割は、令和8年1月1日に住所があった市区町村の窓口で確認できます。マイナンバーカードを利用して、マイナポータルから確認できる場合もあります。

保護者等が2人いる場合は、2人の住民税所得割の合計額で判定します。奨学給付金は182,500円未満、学び奨学金は非課税である必要があります。

## ■ 学び奨学金

**Q 1 学校から学校備品のコンピュータを無償で貸与されている場合でも対象になりますか。**

A 対象となりません。

学び奨学金は、生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入、リース又はレンタルしている場合に対象となります。学校から無償で貸与されている場合は、「保護者等負担で購入等した場合」に該当しません。

**Q 2 コンピュータは学校から貸与されているため、通信費やアプリ代のみを保護者等が負担している場合、支援を受けられますか。**

A 対象となりません。

学び奨学金は、学校の指示により、生徒用コンピュータ本体を保護者等の負担で購入、リース又はレンタルした場合に対象となります。通信費やアプリ利用料のみを負担している場合は対象外です。

**Q 3 コンピュータを購入したレシートは、添付する必要がありますか。**

A レシート等の添付は不要です。

令和7年度から、学校の指示により、保護者等の負担で生徒用コンピュータを購入等した場合に、定額25,600円を給付する制度となりました。このため、代金等を確認するための書類の添付は不要です。レシート等は、故障等が生じた場合の保証の確認に必要となることがありますので、保管することをお勧めします。

**Q 4 生徒用コンピュータを紛失又は破損し、購入し直した場合、再度申請することができますか。**

A 同じ年度内に再度申請することはできません。

学び奨学金は、定額25,600円を年1回給付する制度です。紛失、破損、転学等を理由に購入し直した場合でも、同じ年度内に再度申請することはできません。

**Q 5 高等学校等に合格する前から所有していたコンピュータを使用する場合、その購入費等は対象となりますか。**

A 対象となりません。

学び奨学金は、学校の指示により、生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入等した場合に対象となります。

そのため、学校から購入等を指示される前に所有していたコンピュータを使用する場合、その購入費等は対象となりません。

**Q 6 転学前の学校の指示で購入したコンピュータを転学後も使用する場合、給付対象となりますか。**

A 基準日時点（通常は7月1日）に在学している学校が、保護者等負担でコンピュータを購入等するよう指示している場合は給付の対象となります。

なお、転学後に転学先の学校が指定した機種 of コンピュータに購入し直した場合（同一年度に2台のコンピュータを購入した場合）であっても、給付は年1回（25,600円）です。

**Q 7 生活保護を受けています。生徒用コンピュータを購入した場合、対象となりますか。**

A 生活保護受給者のうち、生業扶助（高等学校等就学費）を受けている場合は対象となりません。  
生活保護受給世帯であっても、生業扶助（高等学校等就学費）を受けていない方は、学び奨学金の対象となります。